

【各議題における賛否について】

○議題①から③について、事務局案への反対意見なし。

【各議題における委員からの意見】

議題① 令和7年度の各都道府県の募集定員上限について（追加）

○ 議題①については、他府県の採用に若干の影響がでる懸念がありますが、現実的には認めて良いと思います。

（岡村委員）

○ 募集定員配分に係る減少分が大きいことにより調整困難になる都道府県が生じることはのぞましくない。今回の案により変更となるのは4府県にとどまっており、その分布をみると都市部への偏在を助長するものではない。事務局案は妥当である。

（木戸委員）

○ 12月1日の部会で承認された原案の趣旨は、これまでの激変緩和措置では、対象となる都道府県の募集定員が固定化されうることからこれを是正するため、募集定員を1から2に加算する措置は、募集定員上限の枠外での加算であり偏在是正効果を弱めることからこれを是正するため、見直しを行うこととしたものと認識している。

今回の改正案は、激変緩和措置を縮小し、募集定員1から2への枠外加算を廃止する一方で、その影響を緩和するものであり、その結果、令和7年度募集定員が令和6年度募集定員上限と同数まで戻る又は超過する府県が生じている。偏在を是正していくとの趣旨を踏まえれば、これらの府県においても、少なくとも令和6年度募集定員上限から減少させるべきである。

しかしながら、再調整が必要となった結果、募集定員上限の決定が昨年より1月以上遅れており、各都道府県内の病院への配分調整や地域医療対策協議会の開催スケジュールに支障をきたす恐れがあるとともに、影響の大きい府県に一定程度配慮することはやむを得ないと考えられるため、改正案に反対はしないが、偏在を是正するという見直しの趣旨を踏まえ、令和8年度以降の募集定員の算定においては、激変緩和の縮小や定員1から2への枠外加算の廃止により算定上減少するはずの都道府県の募集定員上限が、補正加算により戻ることなく確実に減少していくよう、強く要望する。

（花角委員）

議題② 令和7年度基礎研究医プログラムの定員設定について

- 議題②については、問題なく賛成です。

(岡村委員)

- 今回の案は定員配分に関する省令施行通知の規定に基づいており、適正で特に異論はない。ただ、まだ設置を希望する大学は限られており、今後このプログラムの効果が検証され、臨床研修をきちんと遂行しつつ、基礎研究への関与を保つことができるキャリアという選択肢が広がることが望まれる。

(木戸委員)

- 令和8年度以降の基礎研究医プログラムの定員配分については、2人以上を配分する大学病院は、前年度の同プログラムにおいて1人以上採用している大学病院に限定すべきと考える。

(国土委員)

議題③ 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令案について

- 議題③については、外国の病院といっても医療レベルや研修の質のレベルに相当な差があると思います。とんでもないような病院が認められてしまう危惧がないわけではないですが、問題を生じた場合には、日本の採用する側の病院に何らかの対処が必要と思います。

(岡村委員)

- 省令案の内容、条文には賛成である。外国での臨床研修病院における研修内容が、日本の臨床研修病院におけるものと同様以上の内容であり、かつ当該研修医が必要な項目を履修していることを担保できるよう、丁寧に審査したうえで指定を行うべきである。

(木戸委員)

- 特にありませんが、議題③の制度の対象となる医師数が毎年どれぐらいになるのかは知りたいところです。

(谷口委員)

【意見を踏まえた審議結果（部会長了）】

各議題について了承されたものとし、速やかに都道府県あてに通知すること。